

多摩市告示第510号

令和6年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年10月12日

多摩市長 阿部裕行

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	3,005	高級船員	3,758
普通作業員	2,690	普通船員	2,982
軽作業員	1,890	潜水士	5,097
造園工	2,678	潜水連絡員	3,702
法面工	3,410	潜水送気員	3,600
とび工	3,365	山林砂防工	3,263
石工	3,330	軌道工	5,862
ブロック工	3,105	型わく工	3,095
電工	3,240	大工	3,105
鉄筋工	3,263	左官	3,320
鉄骨工	2,982	配管工	2,892
塗装工	3,522	はつり工	3,072
溶接工	3,645	防水工	3,690
運転手（特殊）	3,117	板金工	3,455
運転手（一般）	2,520	タイル工	****
潜かん工	3,612	サッシ工	3,263
潜かん世話役	4,490	内装工	3,353
さく岩工	3,825	ガラス工	3,230
トンネル特殊工	3,488	建具工	****
トンネル作業員	3,027	ダクト工	2,915
トンネル世話役	4,107	保温工	2,825
橋りょう特殊工	3,545	建築ブロック工	****
橋りょう塗装工	3,522	設備機械工	2,858
橋りょう世話役	4,152	交通誘導警備員A	2,015
土木一般世話役	3,252	交通誘導警備員B	1,745

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

適用範囲	業務内容	下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 ※ 工事における熟練労働者以外の者	別紙1の職種に係る業務	1, 250
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 ※委託・指定管理協定等の業務に従事する者	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1, 169
	街路樹の維持管理業務 （街路樹等の補助作業員を除く）	1, 169
	下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） （下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）	1, 406
	可燃物等の収集運搬業務	1, 169
	学校給食センター調理等業務委託	1, 169
	学校給食配送業務委託	1, 169
	学校給食配膳業務委託	1, 169
	上記以外の業務・指定管理協定	1, 169